

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人原謙三国際特許事務所 様 あて名 〒530-0041 日本国大阪府大阪市北区天神橋2丁目北2番6号 大和南森町ビル	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年) 23.03.2010	

出願人又は代理人 の書類記号 09R01451	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
----------------------------	-------------------------

国際出願番号 PCT/JP2009/007313	国際出願日 (日.月.年) 25.12.2009	優先日 (日.月.年) 25.12.2008
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G11B7/26(2006.01)i, G11B7/004(2006.01)i, G11B7/24(2006.01)i

出願人 (氏名又は名称)
 シャープ株式会社

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き
 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日
 11.03.2010

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 中野 和彦 電話番号 03-3581-1101 内線 3551	5D 3564
---	--	---------

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
- 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
- a. 提出手段
 - 紙形式
 - 電子形式
 - b. 提出時期
 - 出願時の国際出願に含まれていたもの
 - この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 - 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第IV欄 発明の単一性の欠如

1. 追加手数料の納付命令書（様式PCT/ISA/206）に対して、出願人は、規定期間内に、
- 追加手数料を納付した。
 - 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。
 - 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。
 - 追加手数料を納付しなかった。
2. 国際調査機関は、発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。
3. 国際調査機関は、PCT規則 13.1、13.2 及び 13.3 に規定する発明の単一性を次のように判断する。
- 満足する。
 - 以下の理由により満足しない。

請求項 1 - 1 4 に係る発明の共通事項は、「光情報記録媒体が有する記録可能な記録層にビームを照射して、前記記録層からの反射光を受光することにより、前記光情報記録媒体の良否判定を行うための検査方法であって、前記記録層のトラック方向に沿って、第 1 の受光部と、第 2 の受光部とがこの順に配置されており、前記第 1 及び第 2 の受光部を用いて前記記録層からの反射光レベルを検出する検出ステップと、前記第 1 の受光部により受光された第 1 の反射光レベルと、前記第 2 の受光部により受光された第 2 の反射光レベルとを比較し、その比較結果に基づき前記光情報記録媒体を良否判定する判定ステップとを含む光情報記録媒体の検査方法」である。

しかしながら、調査の結果、この共通事項は、文献 JP 9-147424 A（ソニー株式会社）1997.06.06，【特許請求の範囲】，【0032】～【0035】に開示されているから、新規ではないことが明らかとなった。結果として、この共通事項は、特別な技術的特徴ではなく、また、特別な技術的特徴と考えられる他の共通事項も存在しない。

よって、請求項 1 - 1 4 に係る発明は発明の単一性の要件を満たしていない。

4. したがって、国際出願の次の部分について、この見解書を作成した。

すべての部分

請求項 _____

に関する部分

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-14	有
	請求項	1	無
進歩性 (IS)	請求項	3-14	有
	請求項	1, 2	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-14	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 9-147424 A (ソニー株式会社) 1997. 06. 06, 【特許請求の範囲】, 【0032】～【0035】 (ファミリーなし)

文献2 : JP 10-11808 A (東芝イーエムアイ株式会社) 1998. 01. 16, 【特許請求の範囲】 (ファミリーなし)

本願の請求項1に係る発明については、国際調査報告に引用された文献1により、新規性、および、進歩性を有さない。

本願の請求項2に係る発明については、国際調査報告に引用された文献1、および、文献2により、進歩性を有さない。

文献1には、第1の受光部により受光された第1の反射光レベルと、前記第2の受光部により受光された第2の反射光レベルとを比較して、光情報記録媒体を良否判定することが記載されている。

文献2には「回転方向を異ならせて光情報記録媒体を検査すること」が記載されている。